自転車に乗られる皆さんへ

自転車も車のなかま「軽車両」です! 交通ルールを守り,歩行者に配慮し,自転車を安全に利用しましょう

特に注意をしなければならない場所

1 交差点 横断步道



1, 歩道では

●歩行者と安全な間隔を空けて、すぐに止まれるように徐行しましょう。 ●通行を妨げたり、接触する恐れがある時は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩き

▶道路標示による普通自転車通行指定部分がある場合は,その部分を徐行しましょう。

- 自転車が歩道を通行できるのは、次のとおりです。 ●車道又は交通の状況に照らし、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することが やむを得ないと認められるとき。 ●13歳未満の子供、70歳以上の高齢者及び、身体の不自由な方が運転するとき。

 - 交通規制により歩道を通行できるとされているとき。

2,交差点では

- ●車やバイクの飛び出し、横断歩行者などの見落としに注意しましょう。 ●見通しの悪い交差点では、必ず一時停止を行いましょう。 ●自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。

道路を横断するときは

【信号機・一時停止標識】 ●設けられている交差点・

, 道路標識に従って通行。

信号,道路標識に従って通行。 ※「歩行者・自転車専用」と表示のある場合は,この信号に 従い,一時停止場所では,一時停止をしましょう。

●設けられていない交差点・・左右の安全を確認して通行。

【自転車横断帯】 ○設けられている交差点・・・自転車横断帯を通行。 ○設けられていない交差点・・車道部分または、横断歩道を通行。 ※横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれ

信号の変わり目の無理な横断や,見切り発進は,大変危険です。 見通しが悪い交差点では,標識等がなくても一時停止を行い安全を確認しましょう。

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければなりません。 車両等は、交差点又は、その手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきこと が指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければなりません。 (道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の直前で停止)。

3,横断歩道では

●横断歩行者の通行を妨げないようにしましょう。通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩きましょう。●交差点以外の道路を横断する時は、左右からの車両や、周囲の歩行者などに注意しましょう。●歩行者がいない場合でも、すぐに止まれるように徐行しましょう。

- 自転車横断帯がある場所は、その自転車横断帯を通行しましょう。
- 横断後は,道路の左側端に寄って通行しましょう(※車道の左側通行が原則です)。

